

第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題

2-1 環境を取り巻く社会情勢の変化

前計画の計画期間内（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

1 世界・国の動向

① 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」といいます。）を開発分野の羅針盤として、極度の貧困の半減や安全な飲料水のない人口の半減など 15 年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことに合意しました。SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

SDGs は、17 のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標」参照）が相互に関係しており、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーション*の創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の考え方を考慮し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国間、国内及び個人間の不平等を是正する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



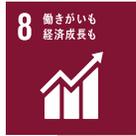
目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取り組み（外務省）

② パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月、パリで開催された COP21 において、令和 2 (2020) 年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、平成 28 (2016) 年 11 月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

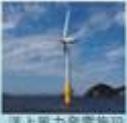
③ 第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする 6 つの分野が示されています。

第五次環境基本計画 6 つの重点戦略

6 つの重点戦略

<p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サーバサイジング、シェアリング・エコミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防護保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICE など) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川博徳大臣 (環境省HPより)</p>

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

第五次環境基本計画 6つの重点戦略とグリーンインフラ*

「第五次環境基本計画」では、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上の具体化と経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションの創出を目指しています。

なかでも、「②国土のストックとしての価値の向上」において、環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性（レジリエンス）の向上等に関する施策の実施がうたわれており、自立・分散型エネルギーの導入による災害時も含めたエネルギーの安定供給、廃棄物の平時から災害時までの一貫した処理システムの確保や、自然環境が有する多様な機能を有効に活用した地域の防災・減災力の強化など、環境に関する取り組みはレジリエンスの向上にもつながるとして、SDGsの多様な便益（マルチベネフィット）を具現化するものとなっています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法のことです。生態系*を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方と合わせて、レジリエンスの強化と生物多様性の保全を同時に達成しうる取り組みとして注目されています。

④ 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の 3 つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための世界目標です。

戦略計画 2011-2020 は、令和 32（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、令和 2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び 20 の個別目標（愛知目標）の達成を目指しています。令和 2（2020）年以降の取り組みについては、令和 3（2021）年度の COP15 にて「ポスト 2020 生物多様性世界枠組」採択が予定されています。

⑤ 健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、平成 26（2014）年に水循環基本法*が制定され、それに基づき平成 27（2015）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

⑥ 循環型社会の形成に向けた計画策定等

平成 30（2018）年 6 月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会*との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマス*の地域内での利活用」「シェアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価」「家庭系食品ロス*半減に向けた国民運動」「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

さらに、令和元（2019）年 5 月には、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。

このほか、海洋に放出されるプラスチックごみが海の生態系に甚大な影響を与えていることが国際的な課題となっており、令和元（2019）年 5 月に「バーゼル条約」の改正が採択され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定し、令和 3（2021）年 1 月から施行されることとなりました。

国では、同時期に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進しており、「容器包装リサイクル法」の関係省令を改正し、プラスチック製買物袋の有料化などの取り組みが進められています。

⑦ 温室効果ガス削減に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、平成30(2018)年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画*」では、令和12(2030)年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22~24%とするエネルギーミックス*目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、平成24(2012)年7月に開始された「固定価格買取制度*(FIT)」を契機に、太陽光発電*を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。さらに、令和2(2020)年10月、菅内閣総理大臣より、2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されています。

※ 個々の電源が全電力量に占める割合のこと。特定のエネルギーに依存するのではなく、エネルギー資源の安定確保や私たちの生活や経済活動、地球温暖化への対応などを考慮しながら、適切なバランスで組み合わせる必要があるとされている。「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、令和12(2030)年度の電源構成は、化石燃料(石油、石炭、LNG)を56%程度、原子力を22~20%程度、再生可能エネルギーを22~24%程度とすることが示された。

⑧ 気候変動適応策の推進

気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動による被害の回避・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策*」に積極的に取り組む必要があることから、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野(「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」)が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

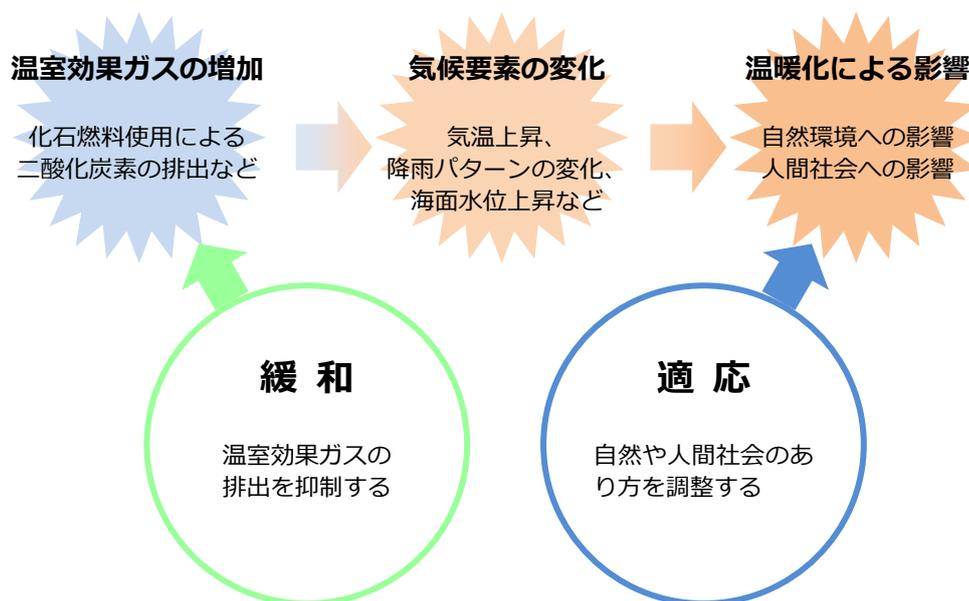
気候変動対策における「緩和」と「適応」

気候変動に対する対策は大きく分けて2つあります。

1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

私たちはまず、温暖化の原因に直接働きかける「緩和」を進める必要があります。一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれています。

したがって、「緩和」と同時に差し迫った影響への対処として、「適応」の取り組みも不可欠となるのです。



出典：適応への挑戦 2012（環境省）

2

神奈川県 の 動 向

① 神奈川県環境基本計画

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度を計画期間とする「神奈川県環境基本計画」を策定し、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の 3 つの分野を設定し、10 年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにして、計画の実現に向けて取り組みを推進しています。

② 自然共生社会の形成に向けた取り組み

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とする「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の 2 つを基本目標としています。

③ 循環型社会の構築に向けた取り組み

平成 29（2017）年 3 月に平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂し、引き続き基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進、海岸美化等の推進などに取り組んでいます。

さらに、平成 30（2018）年 9 月には、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和 12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

④ 気候変動への取り組み

平成 22（2010）年 3 月に神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。その後、計画策定後の状況変化をふまえ、平成 28（2016）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間として、平成 28（2016）年 10 月に改定しました。神奈川県地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出の抑制に関する「緩和策」と、地球温暖化への適応を図るための「適応策」の施策を推進することとしています。

また、平成 26（2014）年 4 月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。

令和 2（2020）年 2 月には、今、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、「かながわ気候非常事態宣言」を宣言しました。

環境を取り巻く状況に関する年表

	世界・国	神奈川県	茅ヶ崎市
	東日本大震災の発生		
平成 23 年 (2011 年)			「茅ヶ崎市総合計画」策定 「茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版)」策定
平成 24 年 (2012 年)	「第四次環境基本計画」閣議決定 ・長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減を目指す	「かながわグランドデザイン」 策定	
平成 25 年 (2013 年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律 の一部を改正する法律」公布 2020 年度に向けた国の温室効果ガス排 出対策目標（暫定値）公表 ・2020 年度に 2005 年度比で 3.8%減	「神奈川県再生可能エネルギー の導入等の促進に関する条例」 公布	「茅ヶ崎市地球温暖化対策 実行計画」策定
平成 26 年 (2014 年)	「水循環基本法」公布 「エネルギー基本計画」閣議決定 「IPCC*第 5 次評価報告書」公表	「かながわスマートエネルギー 計画」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「水循環基本計画」閣議決定 「長期エネルギー需給見通し」決定 「日本の約束草案*」公表・提出 ・温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年 度比 26%減 国連「2030 アジェンダ」採択 COP21「パリ協定」採択		「茅ヶ崎市低炭素まちづく り計画」策定
平成 28 年 (2016 年)	「地球温暖化対策計画」閣議決定 「パリ協定」発効	「神奈川県環境基本計画」策定 「かながわ生物多様性計画」策 定 「神奈川県地球温暖化対策計 画」改定	
平成 29 年 (2017 年)		「神奈川県循環型社会づくり計 画」改訂	
平成 30 年 (2018 年)	「第 5 次エネルギー基本計画」閣議決定 「第五次環境基本計画」閣議決定 「気候変動適応法」公布 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定	「かながわプラごみゼロ宣言」	「茅ヶ崎市一般廃棄物（ご み・生活排水）処理基本計 画」改訂
令和元年 (2019 年)	「食品ロスの削減の推進に関する法律」 公布 「バーゼル条約」改正		「茅ヶ崎市みどりの基本計 画 生物多様性ちがさき戦 略」策定 「茅ヶ崎市景観計画」改定 「ちがさき都市マスターブ ラン」改定
令和 2 年 (2020 年)	菅内閣総理大臣「2050 年カーボンニュ ートラル、脱炭素社会の実現」を表明	「かながわ気候非常事態宣言」	
令和 3 年 (2021 年)			「茅ヶ崎市・寒川町気候非 常事態宣言」

2-2 茅ヶ崎市の環境の現況

1 位置と地勢

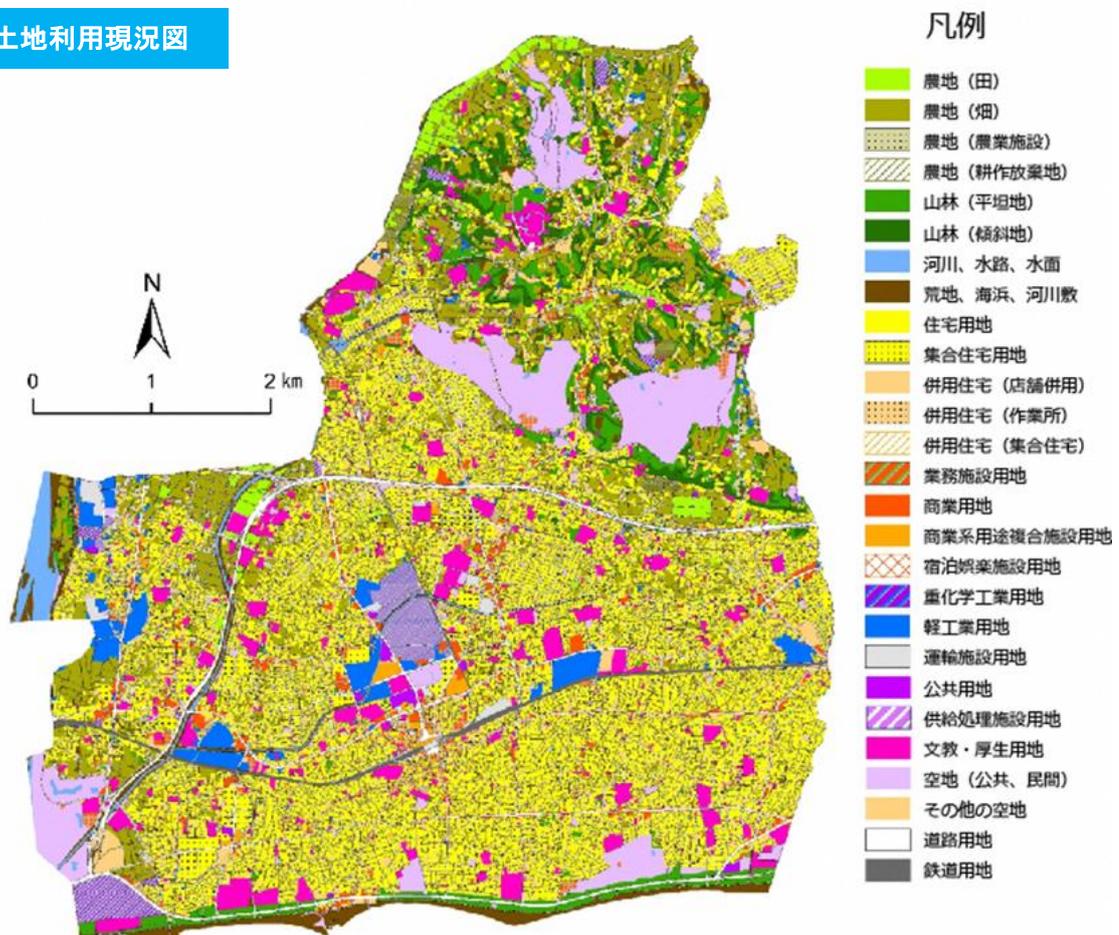
茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置し、東京から西に 50km あまり、東は藤沢市、西は平塚市、南は海岸線約 6 km におよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km の広がりを持っています。

地形は湘南砂丘となだらかな丘陵からなっており、気候は四季を通じて温暖で、年間の平均気温は 16.6℃（出典：統計年報（令和元年版））です。

平成 27（2015）年度の都市計画区域における土地利用構成をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。

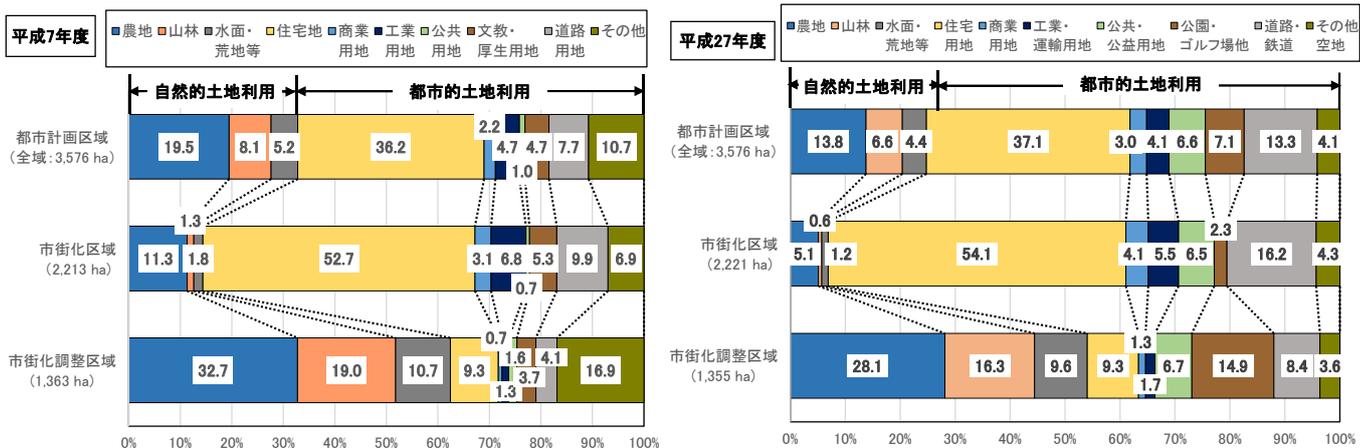
市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用が 93.0%を占め、平成 7（1995）年度の 85.5%から大幅に増加しました。なかでも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%となっています。一方、自然的土地利用は 7.0%と平成 7（1995）年度の 14.5%から減少しました。市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と平成 7（1995）年度の 62.4%から減少したものの過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。

土地利用現況図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略（平成 31（2019）年 3 月）

土地利用構成の変化



出典：平成8年度（1996年度）・平成29年度（2017年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

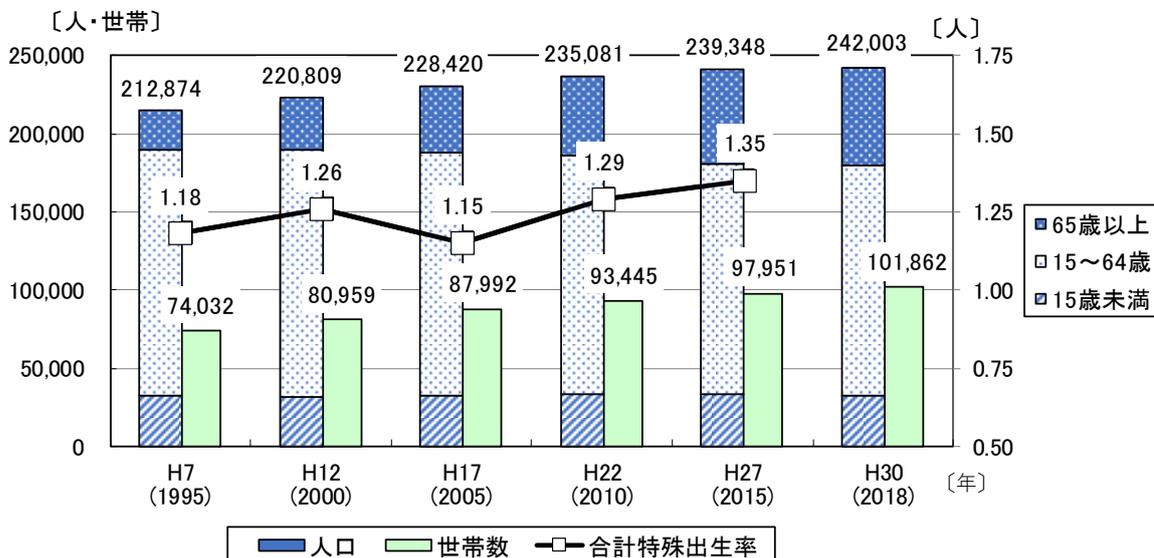
2 人口・世帯数

本市の人口は、令和2（2020）年9月1日現在242,347人で、近年微増の傾向にあります。令和2（2020）年をピークに人口が減少に転じると推計されています。

合計特殊出生率は、平成17（2005）年の1.15から平成27（2015）年には1.35と改善されているものの、国の1.45より低い水準となっています。

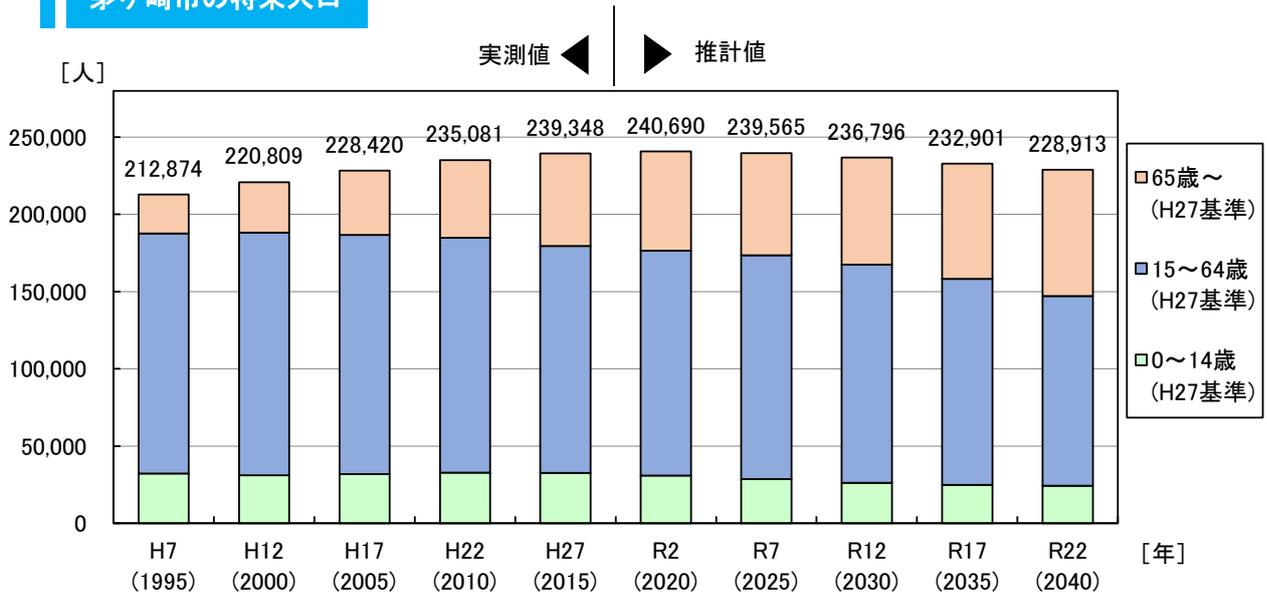
15歳未満の人口は平成22（2010）年以降減少傾向で少子化が懸念される一方、65歳以上の人口は平成7（1995）年の10.5%から平成30（2018）年には26.0%に増え、4人に1人以上が高齢者となっています。令和22（2040）年には3人に1人が高齢者となる超高齢社会となることが予想されています。

人口・世帯数・合計特殊出生率の推移



出典：統計年報（平成30年度版）

茅ヶ崎市の将来人口

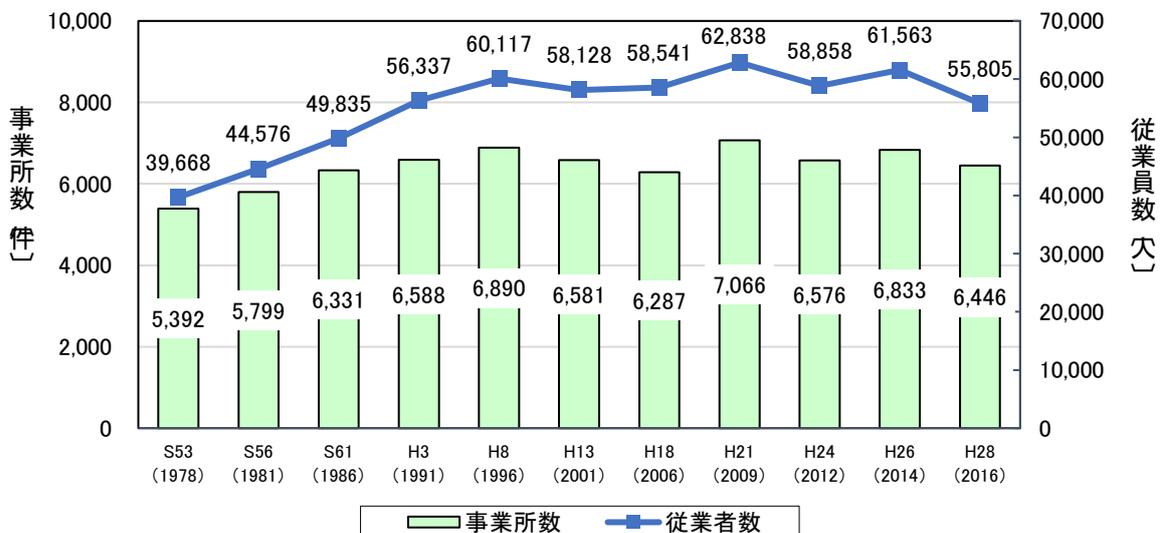


出典：茅ヶ崎市の人口について（平成 29（2017）年 2 月）

3 経済の状況

平成 28（2016）年 6 月 1 日現在において、本市の事業所数は 6,446 所、従業者数は 55,805 人であり、平成 18（2006）年以降は横ばいの傾向です。第一次産業が 0.2%、第二次産業が 14.2%、第三次産業が 85.6%であり、うち、卸売・小売業が 22.5%、宿泊業・飲食サービス業が 13.8%、医療・福祉が 11.8%と、第三次産業の 3 業種で全体の約半数を占めています。

茅ヶ崎市の事業所数・従業者数の推移



出典：統計年報（令和元年版）

4

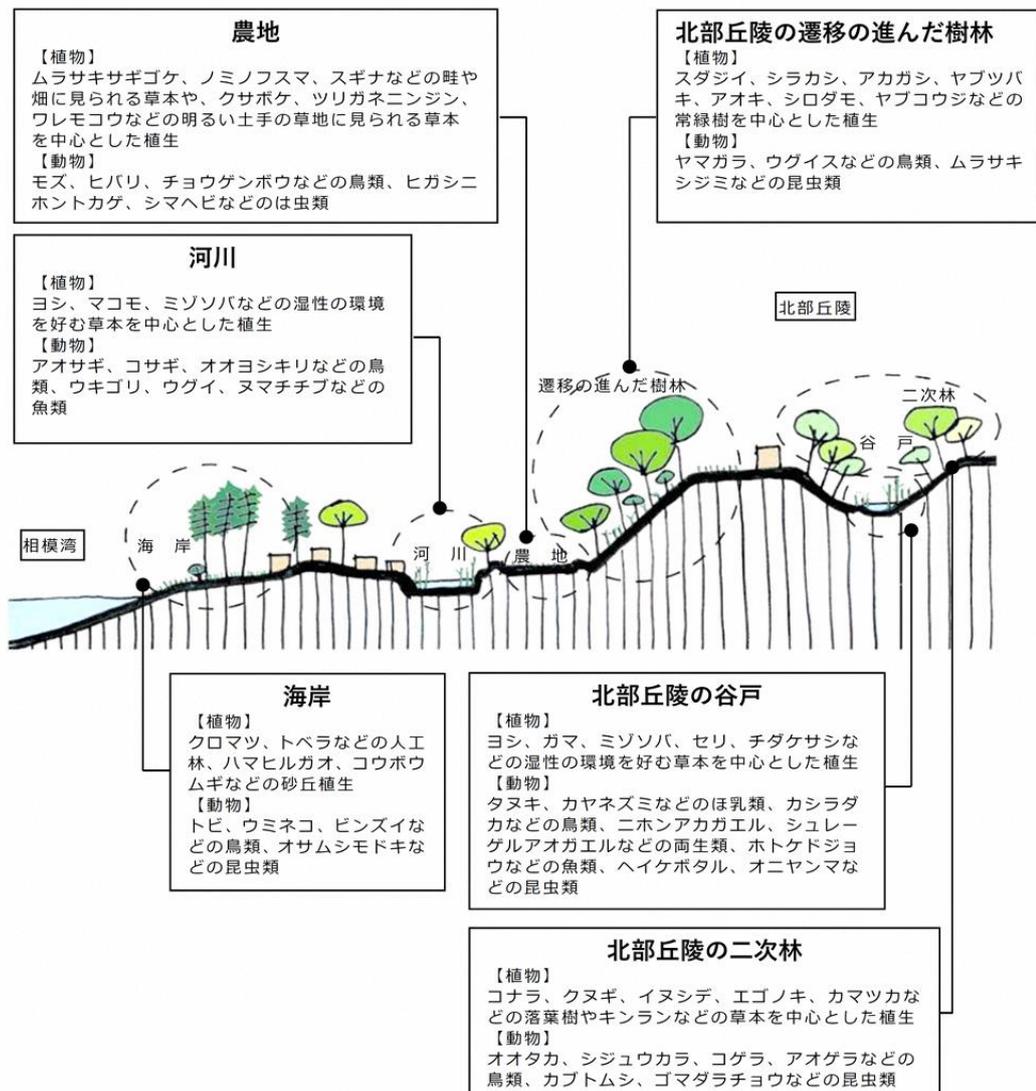
自然環境の現況

本市には、樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸などの自然環境、生きものを育み地域に潤いをもたらす河川、地域の人たちによって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかが残されています。

北部丘陵の谷戸や二次林ではコナラ、クヌギなどの落葉樹やキンラン、ガマなどの草本類、オオタカやカヤネズミ、ニホンアカガエル、オニヤンマ、ゴマダラチョウなどの動物が、河川ではヨシ、マコモなどの草本類のほか、アオサギ、オオヨシキリなどの鳥類、ウキゴリ、ウグイなどの魚類の生息・生育が確認されており、海岸にはクロマツ林が広がっています。

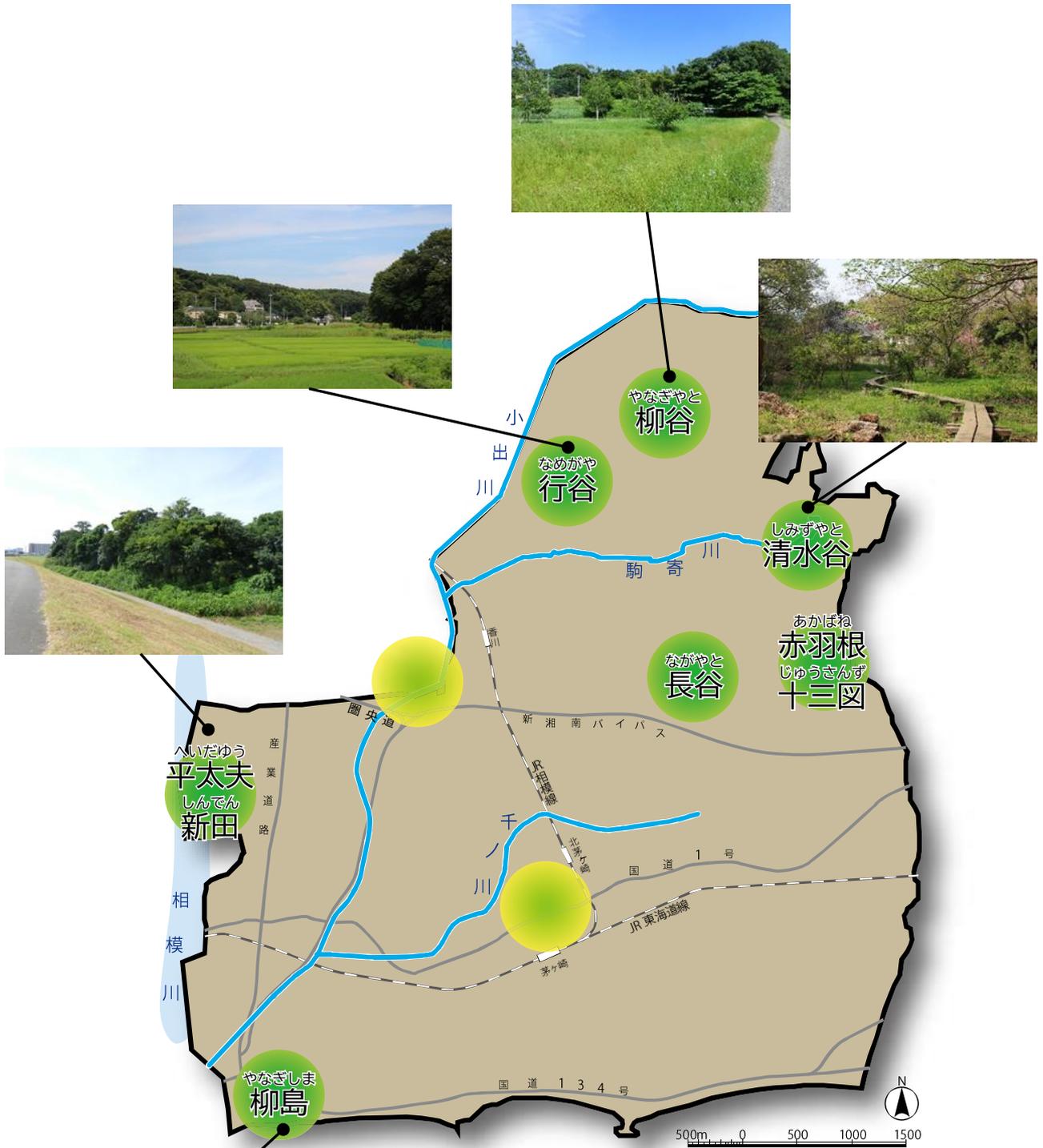
自然環境評価調査により特に重要度の高い自然環境とされた、^{やなざやと なめがや しみずやと ながやと あかぼ}柳谷や行谷、清水谷、^{ねじゅうさんず へいだ ゆうしんでん やなざしま}長谷、赤羽根十三宮、平太夫新田、柳島では、多様な生きものの生息・生育が確認され、指標種*の分布が集中しています。また、同調査で、生きものの移動空間として重要な地点・地域とされた中央公園周辺・小出川大曲橋周辺などの、市街地のみどりや河川などは、生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。

生きものの生息・生育環境断面模式図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（平成 31（2019）年 3 月）

位置図



凡例

- 特に重要度の高い自然環境を有する地域
- 生きものの移動経路として重要な場所

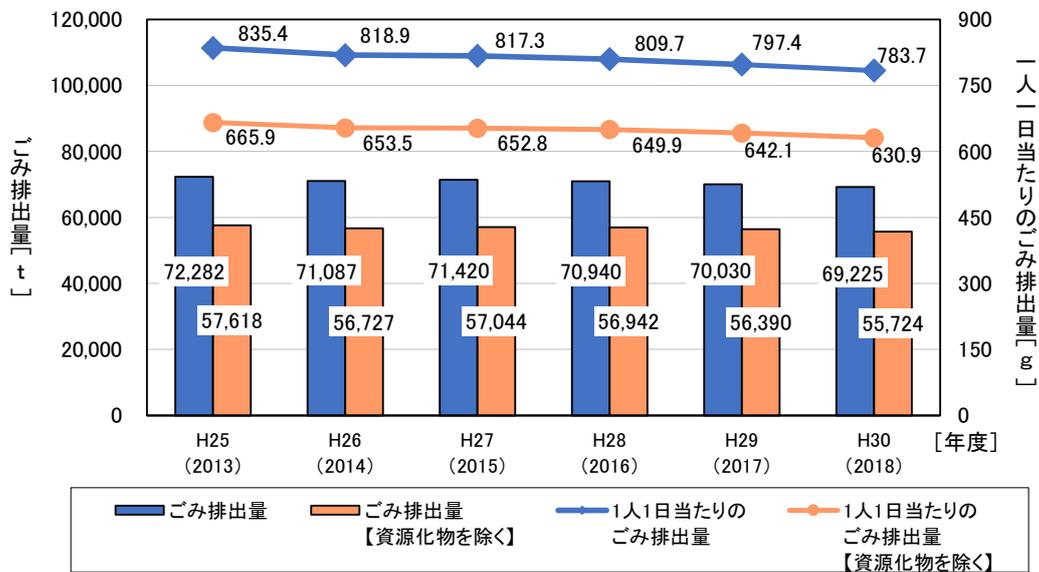
5

資源循環の現況

平成 30 (2018) 年度の茅ヶ崎市のごみの総排出量は、69,225t であり、平成 25 (2013) 年度から約 3,000t 減少しています。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も、減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度は 783.7g となっています。

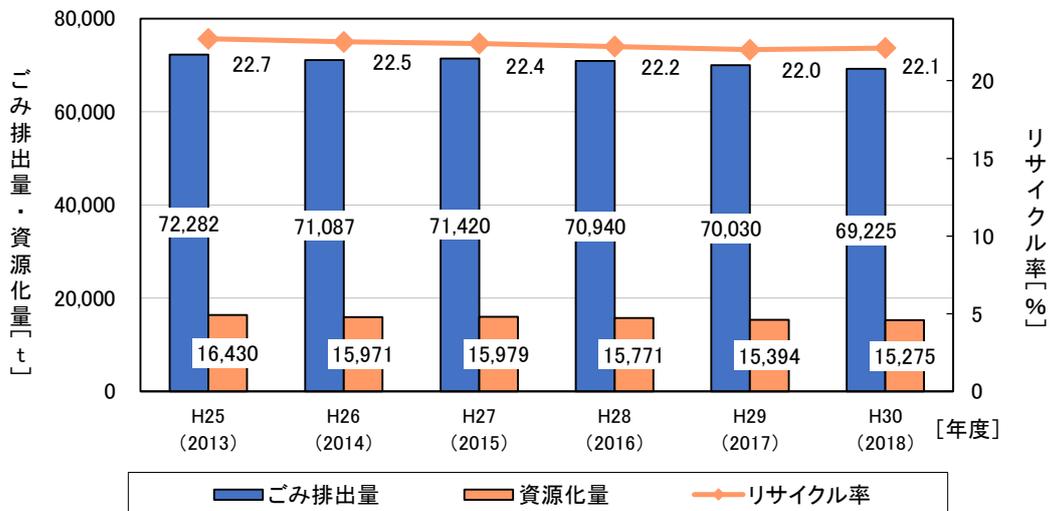
また、資源物のほか、市で収集した燃やせないごみ・大型ごみも手選別と磁選機などでリサイクルできるものを集め、資源化をしています。さらに、燃やせるごみなどの焼却残渣も再資源化を図っており、市のリサイクル率は、近年 22% 台で推移しています。

年間ごみ排出量と市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

年間ごみ排出量・資源化量・リサイクル率



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

6 環境負荷の現況

① 大気

本市では、神奈川県的一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）が設置されており、環境基準*に定められている大気汚染物質について常時監視を行っています。平成30（2018）年度の大気測定の結果、光化学オキシダント*を除いて、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成しています。

大気測定の実績達成状況（平成30年度）

「-」は測定していない項目を示す。

物質	評価区分	環境上の条件	達成状況	
			一般局	自排局
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成	-
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	-
二酸化窒素 (NO ₂)		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント (Ox)		1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成	-
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	-	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値 ^(※) が20ppm以下であること。 ^(※) 24時-8時、8時-16時、16時-24時までの時間帯の平均値をいう。	-	達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	※1	達成
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	※1	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年間平均値が15μg/m ³ 以下であること。	-	達成
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35μg/m ³ 以下であること	-	達成

注1 一般局は茅ヶ崎市役所分庁舎1階、自排局は国道1号線茅ヶ崎市役所前。
注2 「※1」は、有効測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示します。

出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-

② 河川水質

本市では、市内を流れる3河川9地点で、水素イオン濃度(pH)や生物化学的酸素要求量(BOD*)等について、水質測定を定期的に実施しています。

平成30（2018）年度の測定結果については、千ノ川の古相模橋以外の全ての調査地点でBODが環境基準を超過していたほか、小出川の下町屋橋で浮遊物質(SS)の環境基準が超過しています。

千ノ川、小出川、駒寄川の水質の自主測定結果（平成30年度）

区分	測定項目(単位)	河川名 測定地点	千ノ川			小出川					駒寄川 中通橋	環境基準
			上ノ田橋	梅田橋	古相模橋	大黒橋	寺尾橋	浜園橋	下町屋橋	宮ノ下橋		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.5	7.5	7.5	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)		3.6	3.2	2.6	3.2	8.7	6.6	6.7	4.1	4.3	3以下
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)		3.6	2.9	3.3	3.7	7.2	6.1	6.0	5.1	5.7	-
	浮遊物質 (SS) (mg/L)		10	10	15	2	16	22	35	23	10	25以下
	溶存酸素 (DO) (mg/L)		6.7	7.1	7.4	8.7	7.1	7.0	6.3	6.7	7.8	5以上

注1 値は調査期間内の各測定値の単純平均。
注2 小出川は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価。千ノ川と駒寄川は、最終的な合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価。

出典：茅ヶ崎の環境-平成30年度環境保全報告-

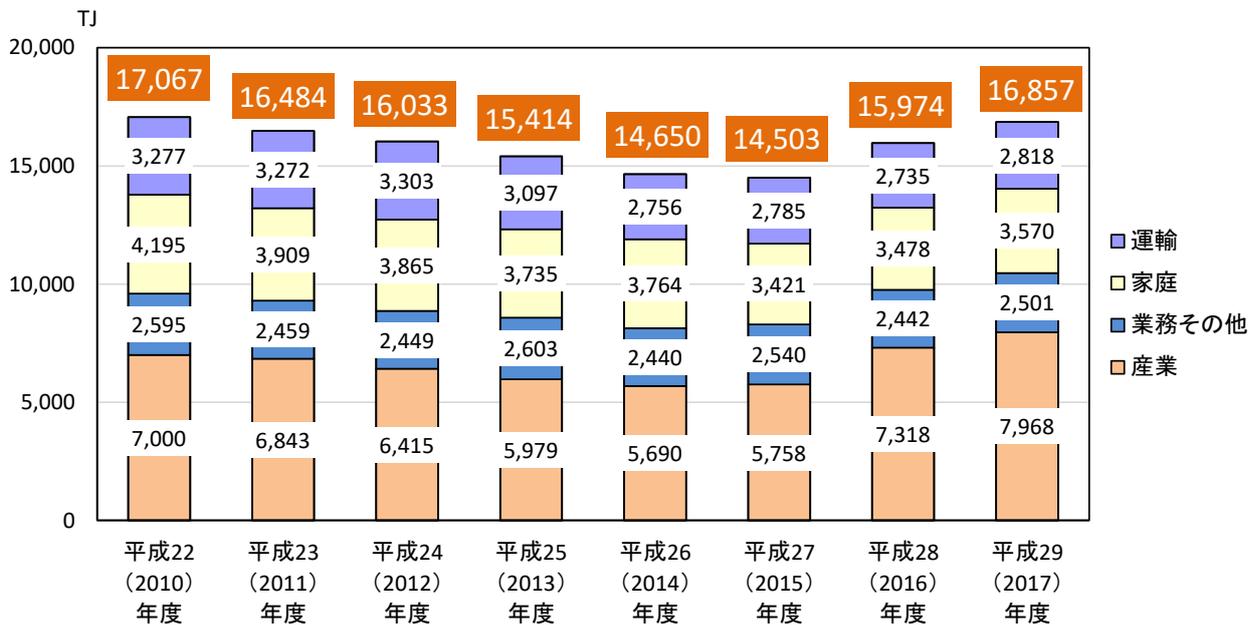
③ エネルギー消費量

本市の市域におけるエネルギー消費量は、平成 29（2017）年度で 16,857TJ となっており、平成 27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

また、平成 29（2017）年度の部門別エネルギー消費量は、約 47%が産業部門での消費量となっており、次いで、家庭部門、運輸部門などとなっています。

平成 25（2013）年度以降は、家庭部門は減少傾向、業務その他部門、運輸部門は概ね横ばい傾向、産業部門は増加傾向で推移しています。

エネルギー消費量の推移



注 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。

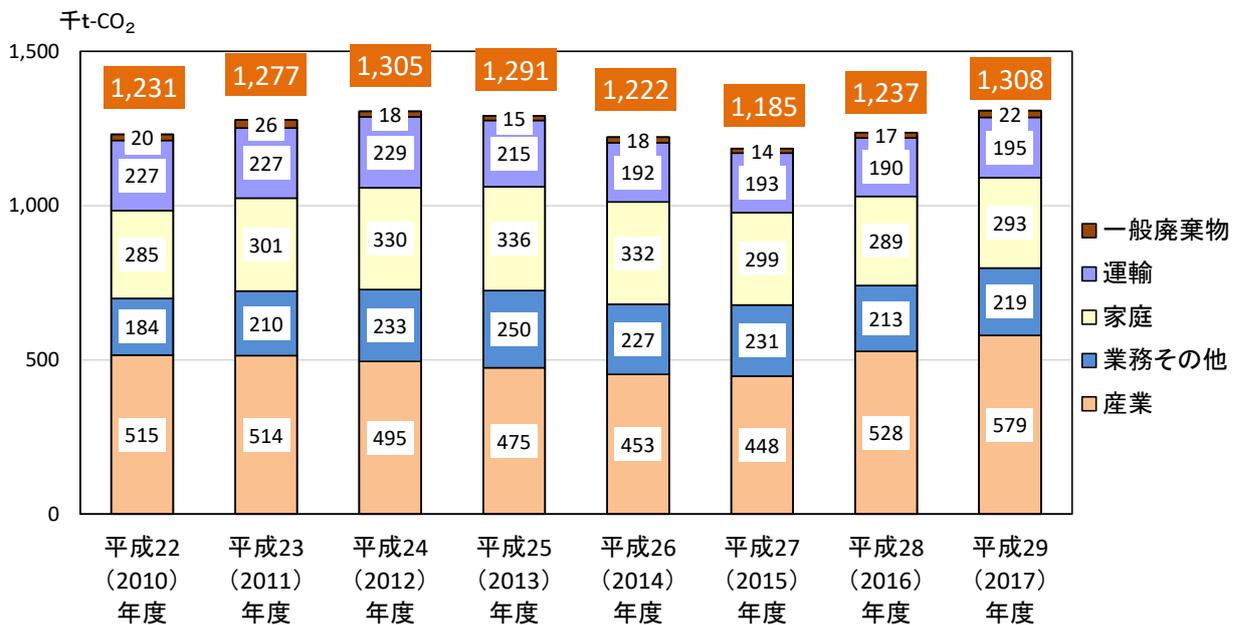
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

④ 温室効果ガス

本市の市域から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成29（2017）年度で1,308千t-CO₂となっており、平成22（2010）年度以降は増減を繰り返しながら、1,200～1,300千t-CO₂前後で推移しています。

また、平成29（2017）年度の部門別二酸化炭素排出量は、約44%が産業部門からの排出量となっており、次いで、家庭部門、業務その他部門などとなっています。家庭部門、業務その他部門、運輸部門は、平成25（2013）年度以降は概ね横ばい傾向で推移しています。

温室効果ガス排出量（CO₂）の推移



注 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

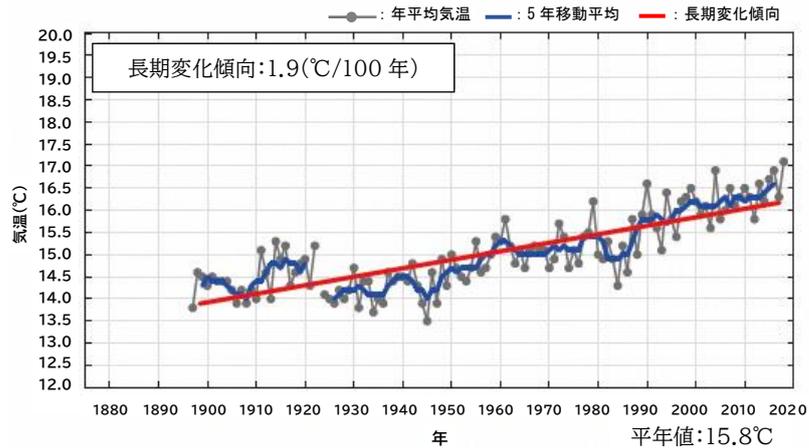
7

気候変動の現状と予測

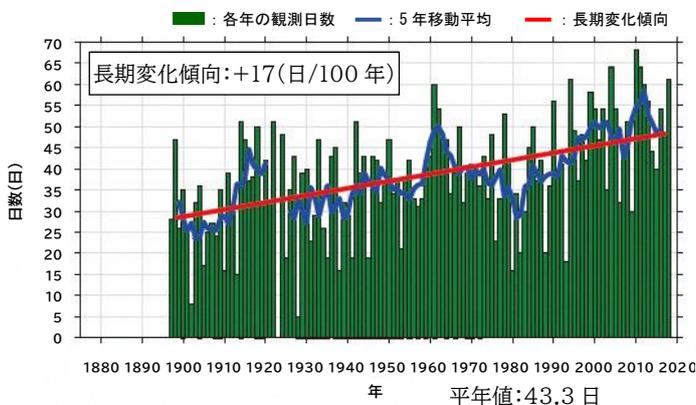
① 気候の変化

横浜地方気象台で観測された年平均気温の経年変化(1897~2018年)は、100年あたりで1.9℃の気温の上昇が観測されています。また、真夏日と熱帯夜の日数は増加傾向が、冬日の日数は減少傾向が現れています。

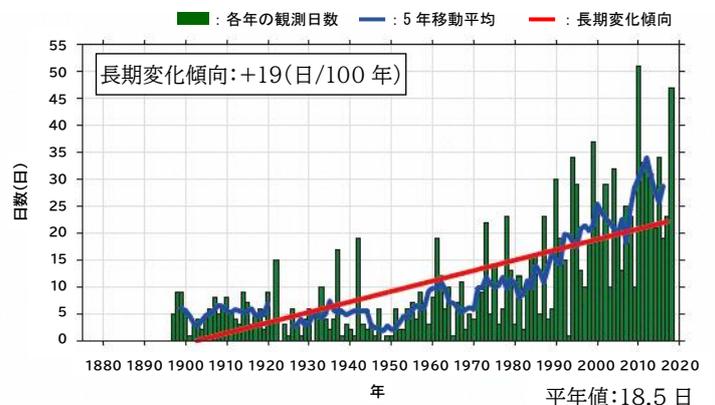
年平均気温の変化(横浜地方気象台)



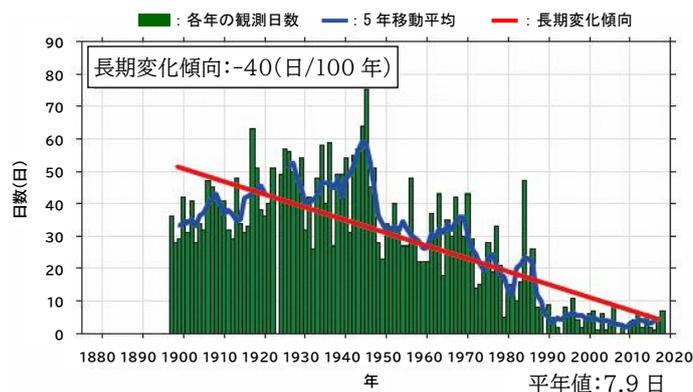
真夏日日数の変化(横浜地方気象台)



熱帯夜日数の変化(横浜地方気象台)



冬日日数の変化(横浜地方気象台)



出典：気候変化レポート 2018-関東甲信北陸東海地方-

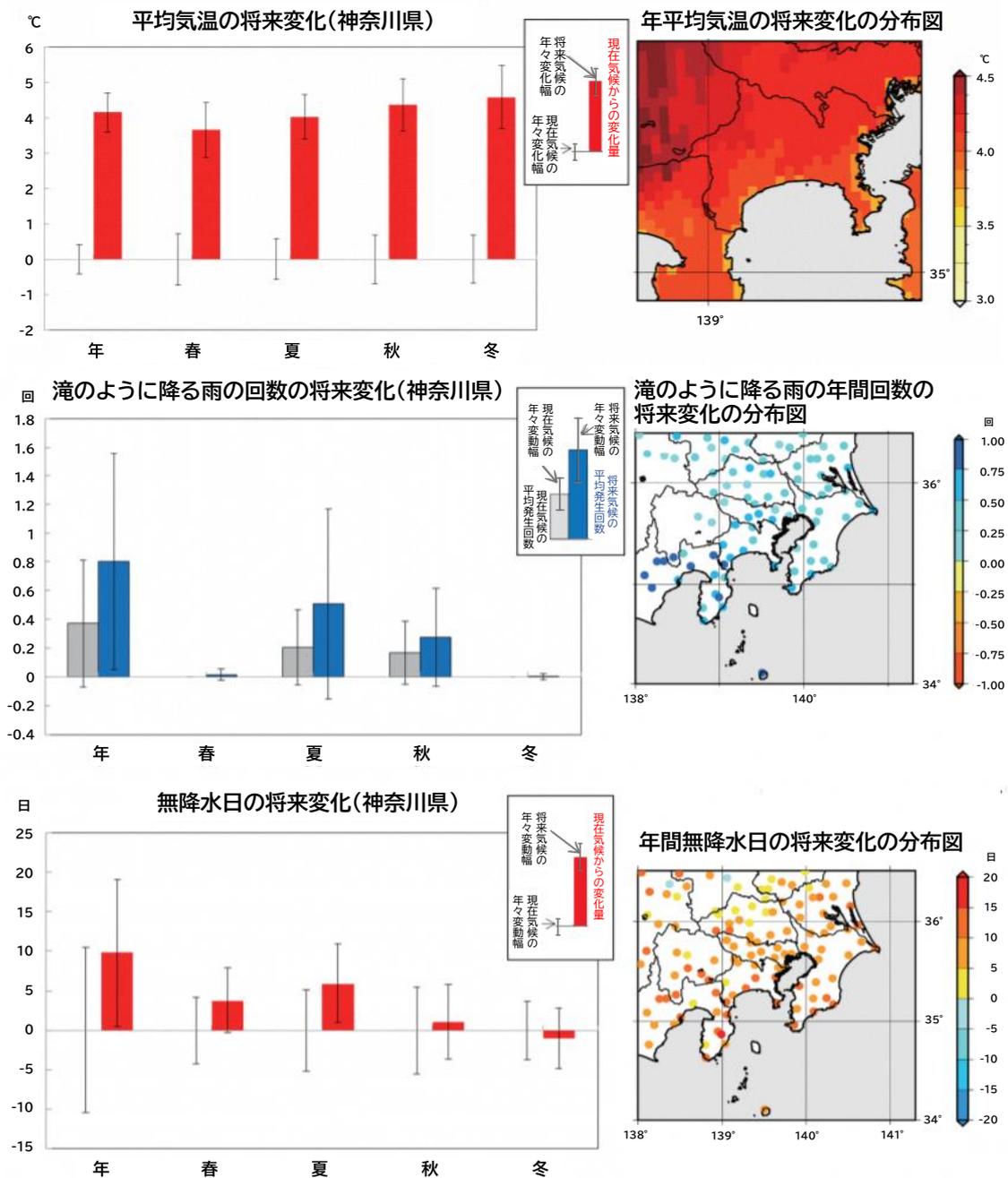
② 気候変化の将来の見通し

今後、温室効果ガスの排出削減対策がほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合を想定した場合の21世紀末の神奈川県的气候が予測されています。

神奈川県では年平均気温が100年で約4℃上昇、猛暑日が100年で約40日増加（横浜市）すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康への影響の増大が懸念されています。

また、滝のように降る雨の発生が100年で約2倍に、雨の降らない無降水日も増加すると予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大することが懸念されています。

気温と降水の将来予測（横浜地方気象台）



出典：神奈川県の21世紀末の気候（横浜地方気象台）

2-3

環境に関する市民の意識

1

市民・事業者意識調査

本計画の策定にあたり、市民、事業者を対象に、環境についての考え方、行動、今後の市の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的として、意識調査を実施しました。

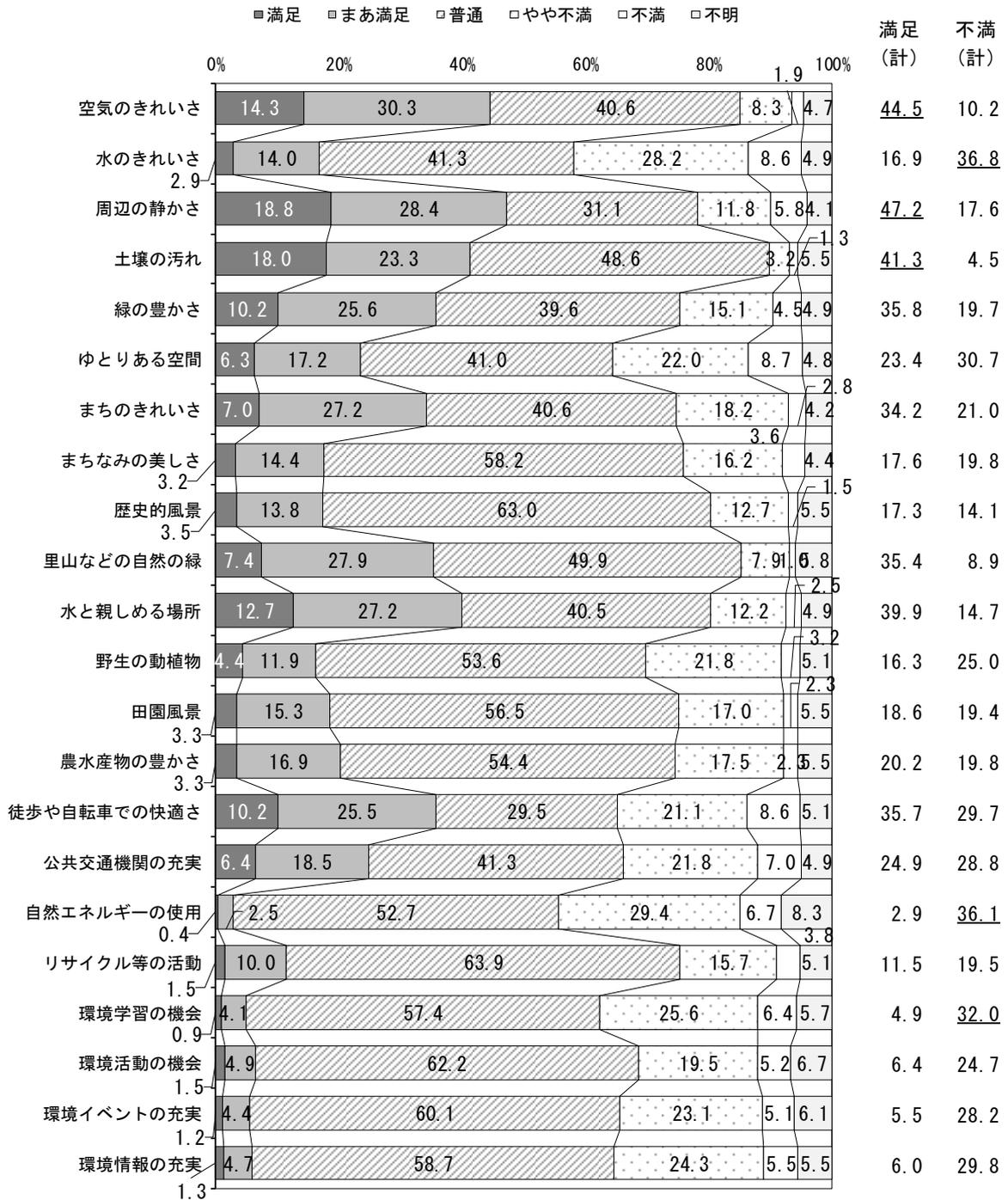
意識調査の概要

	市民	事業者
調査対象	茅ヶ崎市在住の満 16 歳以上の 男女 2,000 人	茅ヶ崎市内の 1,000 事業所
抽出方法	「住民基本台帳」からの 無作為抽出	茅ヶ崎商工会議所会員からの 無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を配布、回収	
調査期間	令和元（2019）年 6 月 28 日から令和元（2019）年 7 月 20 日	
配布数	2,000	1,000
有効回収数 (有効回収率)	687 (34.3%)	304 (30.4%)
有効回収率 年齢階層別 内訳	10 歳代 (2.8%) 20 歳代 (4.4%) 30 歳代 (12.1%) 40 歳代 (16.2%) 50 歳代 (16.7%) 60 歳代 (18.0%) 70 歳代 (20.1%) 80 歳代以上 (9.2%) 不明 (0.6%)	—
調査項目	① 回答者自身について ② 茅ヶ崎市の環境について ③ 普段の環境活動について ④ 地球温暖化対策について ⑤ 茅ヶ崎市の生物多様性について ⑥ 自由意見	① 事業所について ② 事業所の環境活動について ③ 事業所の地球温暖化対策への 取り組みについて ④ 茅ヶ崎市の環境・市政について ⑤ 自由意見

① 日頃感じる満足度

茅ヶ崎市の環境について感じていることを聞いたところ、『満足（計）（「満足」「まあ満足」の合計）』では「周辺の静かさ（47.2%）」、「空気のきれいさ（44.5%）」、「土壌の汚れ（41.3%）」が比較的高く、『不満（計）（「やや不満」「不満」の合計）』では「水のきれいさ（36.8%）」「自然エネルギーの使用（36.1%）」「環境学習の機会（32.0%）」が高くなっています。

日頃感じる満足度（市民アンケート調査）

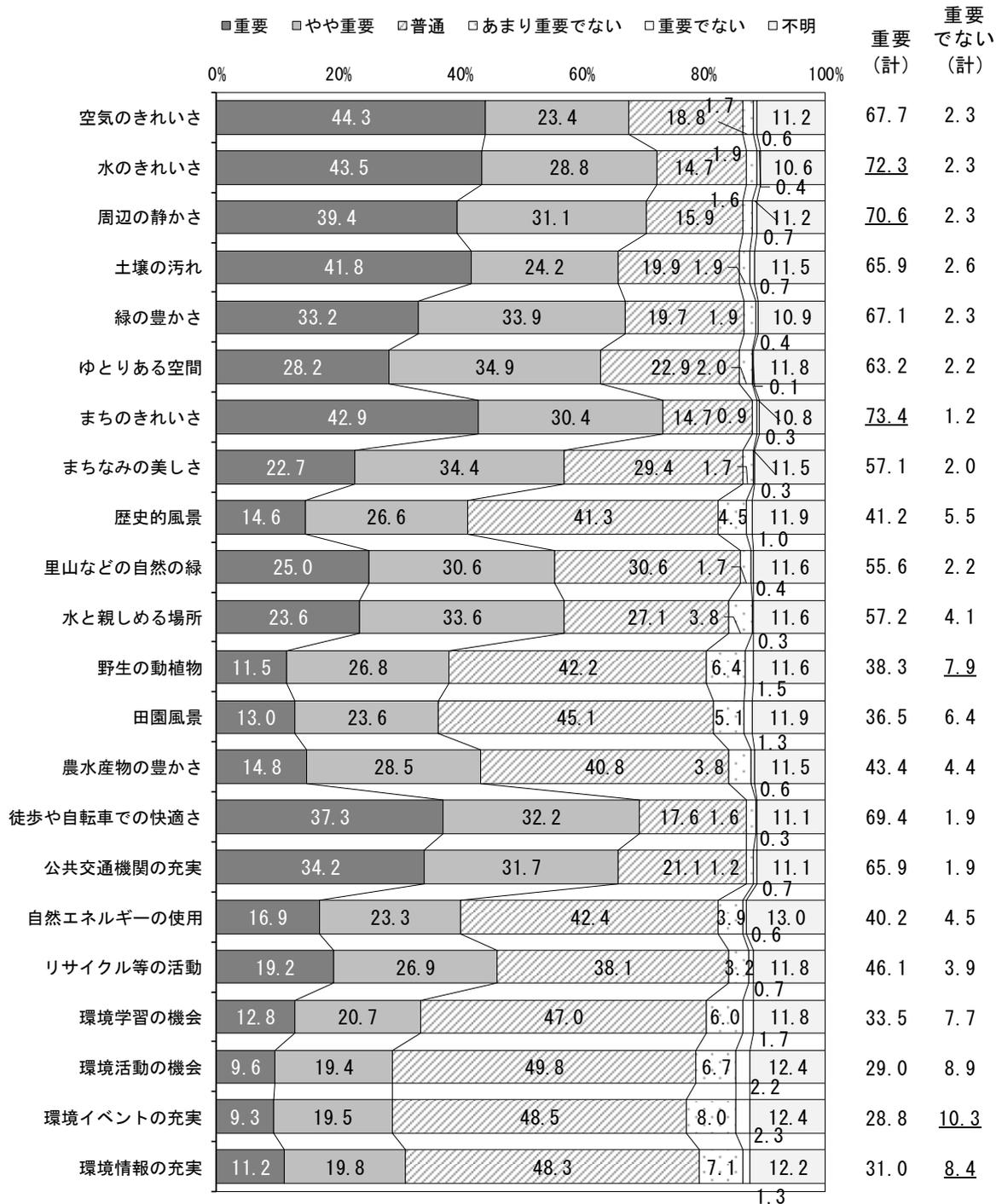


注 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。

② 日頃感じる重要度

『重要(計) (「重要」「やや重要」の合計)』では「まちのきれいさ(73.4%)」「水のきれいさ(72.3%)」「周辺の静かさ(70.6%)」が比較的高く、7割以上が重要と感じています。

日頃感じる重要度 (市民アンケート調査)

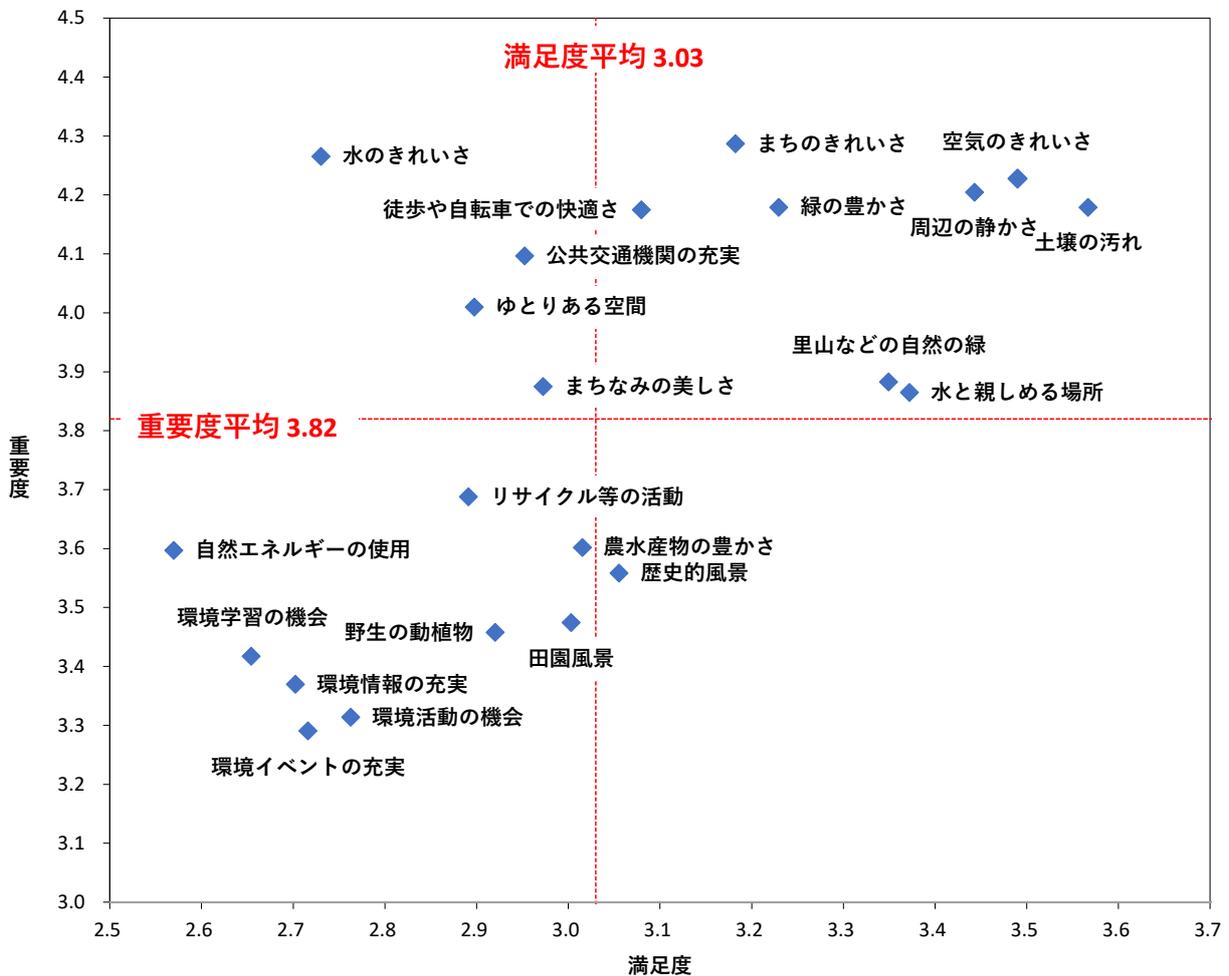


注 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。

③ 満足度・重要度の関係

満足度と重要度の関係をみると回答者が重要と感じているが満足度が平均より低い項目は、満足度の低い順に「水のきれいさ」「ゆとりある空間」「公共交通機関の充実」「まちなみの美しさ」の4項目となっています。回答者が重要と感じかつ満足度も平均より高い項目は、満足度の高い順に「土壌の汚れ」「空気のきれいさ」「周辺の静かさ」「水と親しめる場所」「里山などの自然の緑」「緑の豊かさ」「まちなみのきれいさ」「徒歩や自転車での快適さ」となっています。回答者の重要度が平均より低く、かつ満足度も平均より低い項目は、重要度の低い順に「環境イベントの充実」「環境活動の機会」「環境情報の充実」「環境学習の機会」「野生の動植物」「田園風景」「自然エネルギーの使用」「農水産物の豊かさ」「リサイクル等の活動」となっています。「歴史的風景」については、重要度は平均より低いものの、満足度は平均より高くなっています。

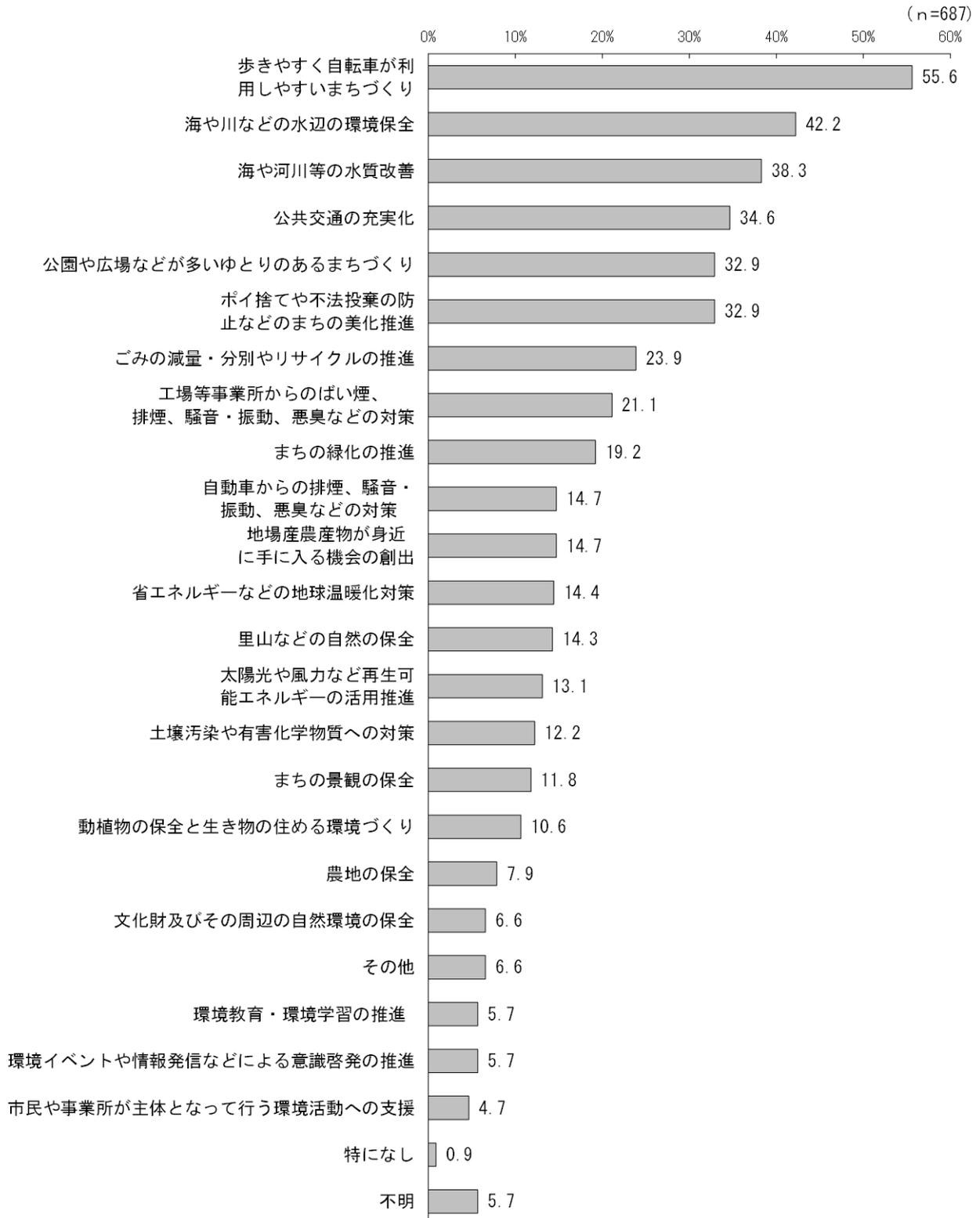
満足度・重要度の関係（市民アンケート調査）



④ 市が重点的に取り組むべき環境への対策

茅ヶ崎市が重点的に取り組むべき環境への対策を聞いたところ、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」が 55.6%と最も高く、次いで、「海や川などの水辺の環境保全」(42.2%)、「海や河川等の水質改善」(38.3%) となっています。

市が重点的に取り組むべき環境への対策（市民アンケート調査）



2 ちがさき環境ワークショップ

本計画の策定にあたり、今ある自然や多様な動植物とそれを育む温暖な気候を未来につなげ、持続可能な『環境にやさしいまち』をつくるため、「目指すべき環境の将来像」について市民意見を聴取する場として、環境ワークショップを3回実施しました。自然環境、ごみ減量化・環境美化、地球温暖化対策のテーマごとに、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージや環境政策のあり方についてグループによる意見交換を行いました。

ちがさき環境ワークショップの概要

開催日時		討議テーマ	参加者数
第1回	令和元(2019)年 9月7日(土)	(全体説明) ・茅ヶ崎市環境基本計画の見直しについて (グループ単位) ・地域で残しておきたい自然、改善したい環境について ・今後、重点的に取り組むべき分野・取り組みについて	15人
第2回	令和元(2019)年 11月30日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・将来の環境像、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージについて	11人
第3回	令和2(2020)年 1月18日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・みんなが環境活動に参加できる仕組みについて	15人

ちがさき環境ワークショップの様子



3

市民討議会

市民討議会は、文教大学湘南総合研究所及び公益社団法人茅ヶ崎青年会議所で構成される茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会と市が協力し、無作為抽出により、市民に参加を呼びかけ、その参加者が少人数のグループに分かれて、まちの課題について話し合い、そこで出された意見を集約してまちづくりに生かしていくものです。「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか?～」をテーマに討議を行いました。

市民討議会の概要

開催日時	討議テーマ	参加者数
令和元(2019)年 10月26日(土)	<p>(全体テーマ) 「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか?～」</p> <p>(個別テーマ)</p> <p>①「語り合みましょう～これが茅ヶ崎の環境イメージ」 ②「『次につなげたい』茅ヶ崎の環境デザイン」 ③「『関わり』から考える伝えるべき茅ヶ崎の環境」</p> <p>(情報提供)</p> <p>①「環境観の変遷」 ②「地域の環境計画や行政評価に果たす市民の役割」 ③「現状の市民参加の限界と、新しい像の模索」</p>	30人

市民討議会の様子



4 市民活動団体アンケート

環境に関する様々な活動をしている市民活動団体の皆様にアンケートを実施し、日頃の活動状況や課題、令和2年7月に環境審議会に諮問した「茅ヶ崎市環境基本計画骨子」に対する御意見を伺いました。

市民活動団体アンケートの概要

項目	内容
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市市民活動団体登録のある団体のうち、環境の保全を図る活動をされている団体 市環境政策課で管理する「環境に関する団体等名簿」に記載のある団体
調査方法	<p>郵送により調査票を配布</p> <p>郵送・ファクシミリまたは Web サイトにて回答</p>
調査期間	令和2(2020)年7月31日から令和2(2020)年8月23日
配布数	22
回答数	9
回答団体 (提出順)	<ol style="list-style-type: none"> サーフ90 茅ヶ崎ライフセービングクラブ 柳谷の自然に学ぶ会 駒寄川水と緑と風の会 ちがさきエコライフネット 特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット 生物多様性研究会 清水谷を愛する会 相模川の河畔林を育てる会 行谷ツリフネソウ友の会
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 御自身の団体活動について 茅ヶ崎市環境基本計画骨子について

2-4 前計画の総括評価

1 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価

前計画では、「テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全」「テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり」「テーマ3 資源循環型社会の構築」「テーマ4 低炭素社会の構築」「テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり」の5テーマとそれぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」を位置づけ、施策を推進してきました。

茅ヶ崎市環境審議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

① 「目指すべき環境の将来像」の実現度

「目指すべき環境の将来像」の実現度について、人材育成に関する評価が高い傾向にありますが、全体として将来像の実現にまで至っていないと評価されました。

目指すべき環境の将来像	委員による評価	
<p>(自然環境)</p> <p>市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生きものが健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 5人 1人
<p>(資源循環・環境負荷)</p> <p>市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 7人 0人
<p>(人材育成)</p> <p>本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。</p>	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 7人 4人 0人

② 施策の柱ごとの評価

施策の柱ごとの成果と課題は、以下のとおりとなっています。

また、共通課題として、重点施策の進捗を環境の向上と見なせない現象が起きうることから、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理することが望ましいと指摘されました。加えて、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要とも評価を受けました。

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	【成果】 ・コア地域における保全管理計画の策定が進み、管理活動が展開されている。 【課題】 ・自然管理を行う市民グループ、行政に加えて地権者や利用者（散策、教育利用、近隣住民など）も含めた、コア地域ごとの情報交換を行うための組織の設置が望まれる。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	・保全対象地の購入や権利制限の代償のための財政担保システムの確立が求められる。
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保に向けた土地利用ルールづくり	【成果】 ・コア地域に対する特別緑地保全地区*の指定が進められた。 ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が改正された。 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定された。 【課題】 ・「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」が未策定となっている。
	2.2 生物多様性の保全方針策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	【成果】 ・市民一人あたりのごみ排出量は削減されてきている。 ・「茅産茅消応援団」への参加店舗数が増加傾向にあり、地元産農産物の利用を促進する活動が行われた。 【課題】 ・社会情勢の変化に対応した新たな施策、指標の設定が望まれる。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	【成果】 ・省エネコンテスト参加者においては電気使用量を削減できた家庭が少なくなかった。 ・化石燃料を利用せず効率的な自転車利用のインフラ整備では先進的である。 【課題】 ・新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が望まれる。
	4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減	

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 5 計画を確実に進めて行くための人づくり	5.1 本計画推進のため庁内における環境意識向上と人材育成	【成果】 ・C-EMS 関係では日常的に意識向上の取り組みがなされている。自然環境庁内会議では実務レベルでの部課間の情報交換により、結果として庁内における知識レベルの向上が行われた。 ・スクールエコアクション*など、様々な環境教育活動が行われた。 【課題】 ・環境関係の活動を行う市民同士の交流によるスキル向上の場を設けることが望ましい。 ・人生のライフサイクルを通して地域の環境活動への参加を促進する対策が必要である。 ・事業者や市民団体と連携した学校環境教育の実現についても今後さらに検討と工夫が必要である。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動支援	
	5.3 学校における環境教育の充実	

2

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の区域施策編においては、令和2（2020）年度までに平成2（1990）年度比で20%削減とする温室効果ガスの削減目標を掲げ、「1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援」「2 再生可能エネルギーの積極的導入支援」「3 低炭素まちづくりの推進」「4 循環型まちづくりの推進」「5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり」の5つを施策の柱とし、それぞれの柱のもとに2項目程度の「施策の方針」を位置づけ、施策を推進してきました。

また、事務事業編においては、令和2（2020）年度までに平成22（2010）年度比で総排出量20%削減とする削減目標を掲げ、「ア. 製品やサービスの導入・使用時の取り組み」「イ. 廃棄にあたっての取り組み」「ウ. 公共事業などにあたっての取り組み」のもとに11の取り組み項目を位置づけ、取り組みを実施してきました。

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

評価項目	評価
茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出状況は平成27（2015）年度までは基準年度比で微減しており、この年度までは減少が確認できる点は評価できる。 ・排出状況と施策の実効性が確認しづらい点は修正してほしい。
施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の実施や省エネ機器の導入促進を進めるなど、積極的なPRを意識した取り組みがあったことは評価できる。 ・啓発が十分でないとの事務局の認識のもと、次期計画の改善に生かすべきである。
施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入に関する実績や、導入のための支援の積極性は評価できる。 ・施策を実施した結果をわかりやすくデータ化する工夫、設備運用実績等の見える化が求められる。
施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進は市が全体で取り組むべき論点なので、各課の施策の連携が必要である。 ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要である。
施策の柱4 循環型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・4R施策を検討し、啓発活動を継続し、循環型まちづくりの成果が見えるようになるまで取り組んできたことは評価できる。 ・施策の実施が4Rの進捗や目標達成に直結しているかどうか、判断し難い点は改善が望まれる。
施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体にとって、情報発信や普及啓発は柱となる部分であるので、このまま続けるべきである。特にエコネットは情報発信の手段として評価できる。 ・情報発信は、受け手の関心につながるよう、受け手のメリットも意識し、提供する情報の質・内容を工夫すべきである。
茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業編としての自治体自らの取り組みは、必要なものが十分に組み込まれているといえる。
事務事業編の各施策の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本項目は、全体的な達成状況が良好で、達成度も高く、取り組みの継続を期待する。

2-5

計画策定にあたっての課題

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、前計画の総括評価などをふまえ、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野における課題を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが必要です。

1 計画策定にあたっての課題一覧

前計画の推進期間内における主な社会変化

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた『持続可能な開発のための2030アジェンダ』を国連持続可能な開発サミットにおいて採択。
- ・「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑える（さらに1.5℃に抑える努力を追求する）」などを目標とした『パリ協定』が発効。
- ・「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを明記した『第五次環境基本計画』を閣議決定。
- ・健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため『水循環基本法』が制定。
- ・「質」にも着目した循環型社会の形成を目指す『第四次循環型社会形成推進基本計画』を閣議決定。
- ・食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組むため『食品ロス削減推進法』が成立。
- ・『バーゼル条約』が改正され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定。
- ・『地球温暖化対策推進法』の改正を行うとともに、「2030年度に2013年度比26.0%削減」を目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定。
- ・既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むため、『気候変動適応法』が成立し、『気候変動適応計画』を閣議決定。
- ・神奈川県より『かながわ気候非常事態宣言』の発信。
- ・菅内閣総理大臣「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を表明。

茅ヶ崎市の環境の現況

- ・人口は、令和2（2020）年9月1日現在242,347人で、微増の傾向にあるが、この年をピークに人口が減少に転じると推計されている。
- ・自然環境評価調査において「重要度の高い自然環境」とされた地域を中心に、多様な生きものの生息・生育が確認されている。
- ・ごみの総排出量、市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にある。
- ・市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成29（2017）年度で1,308千t-CO₂であり、平成22（2010）年度以降、増減しながらも横ばい傾向となっている。

環境に関する市民の意識

- ・良好な生活環境に関する項目、自然共生に関する項目は満足度、重要度も高く、環境保全活動は満足度、重要度も低くなっている。
- ・市が重点的に取り組むべき環境への対策として、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」「海や川などの水辺の環境保全」「海や河川等の水質改善」が上位にあがっている。
- ・省エネルギー等地球温暖化対策の取り組みは家庭・事業者ともに6割以上が実践している。

前計画の総括評価

『茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）』

- ・茅ヶ崎市環境審議会による総括評価として、「目指すべき環境の将来像」の実現度は、人材育成に関する評価が高い傾向にあるが、全体として将来像の実現にまで至っていないと評価された。
- ・施策の柱ごとでは、自然環境の保全・再生の仕組みづくり、資源循環型社会の構築、低炭素社会の構築、人づくりとも着実に施策が実施されていると評価された。
- ・コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立などにおいて改善の余地があると評価されたほか、新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が必要と評価された。
- ・共通課題として、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理すること、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要と評価された。

『茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画』

- ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価として、市域から排出される温室効果ガス排出状況と施策の実効性が確認しづらい点、市民に届く広報の検討、施策の実効性を確認する指標について改善が必要と評価された。
- ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要と評価された。

課題

自然共生

- ①「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成
- ②生物多様性の保全と理解の促進

良好な生活環境

- ①良好な生活環境の維持
- ②環境美化、地域の生活環境問題
- ③良好な景観の形成・保全
- ④健全な水循環の確保

資源循環

- ①4Rの取り組みの継続的な推進
- ②食品ロスの削減
- ③プラスチックごみの削減

気候変動

- ①緩和策の一層の拡充
- ②適応策の推進

環境保全活動

- ①環境意識の醸成
- ②人材育成の強化
- ③環境保全活動の拡大

2

自然共生社会に関する課題

① 「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成

本市では、自然環境評価調査*で、特に重要度の高い自然環境とされた地域を、前計画において「コア地域」として保全を進めてきました。引き続き、自然環境評価調査の結果から特に重要度の高い自然環境と位置づけられている柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三区、平太夫新田、柳島や、生きものの移動空間として重要な地点・地域とされている中央公園周辺・小出川大曲橋周辺をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸防砂林、農地などのみどりの保全を進めるとともに、生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため、生態系ネットワークを維持・形成する必要があります。

② 生物多様性の保全と理解の促進

市域内には、ウラシマソウ、ヒトリシズカなどの植物をはじめ、カヤネズミ、ホンドイタチなどのほ乳類、サシバやヒバリなどの鳥類、ニホンアカガエルやアオダイショウなどの両生・は虫類、ウグイやホトケドジョウなどの魚類といった様々な生きものが生育・生息しており、その中には、市域内で近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもいます。市域内の生物多様性の保全に向けて、在来の生きものの保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

3

良好な生活環境に関する課題

① 良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられ、意識調査からも取り組むべき課題として挙げられています。引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取り組みの促進を行い、安心・安全に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

② 環境美化、地域での生活環境問題

本市では、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（条例愛称：きれいなちがさき条例）」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置、落書きの禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みやクリーンキャンペーン等の環境美化活動を拡充する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっています。

③ 良好な景観の形成・保全

本市には、海岸や里山の風景、富士山の眺望、歴史的な建造物や地域のシンボルとなる樹木など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらの景観資源は、本市の魅力を市内外に発信する重要な要素であると同時に、多くの市民に生活の場としての安らぎや快適さをもたらす要素となっています。

引き続き、自然環境や歴史・文化的環境と都市環境が調和した、景観の形成・保持に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、海岸や里山の自然景観とともに歴史と文化が息づく個性あるまちなみのみどりは、本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質の向上にも貢献しています。

そのため、みどりの保全や創出を支援する制度の活用を進めるほか、みどりをコミュニティ活動や健康づくりの場として活用していくことが求められています。

④ 健全な水循環の確保

相模川流域に降った雨水は、河川や水路を経て、相模湾に流れ込んでいます。昨今、河川の水量の減少や水質の悪化がみられており、その背景として、私たちの生活や産業活動による水利用の増加、土地利用の変化などが影響していると考えられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

4

資源循環に関する課題

① 4Rの取り組みの継続的な推進

本市では、ごみ通信ちがさきなどの広報による啓発の強化や各種イベントでの講座開催など、ごみの減量化・資源化に向けて、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再生利用*する）の3Rにリフューズ（要らないものを買わない・断る）を加えた「4R」を推進しており、本市のごみの排出量は平成30（2018）年度で69,225tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は783.7gで、全国平均918g、神奈川県平均859g（平成29（2017）年度）と比べても少ないことから、4Rの取り組みは一定の成果を取れているといえます。

しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、4Rのライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、平成29（2017）年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（平成26（2014）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、令和元（2019）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、神奈川県では食品関連事業者などと意見交換の場を設け、食品ロス削減に向けた取り組みを推進しています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

③ プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

神奈川県では、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みの強化が必要となっています。

5 気候変動に関する課題

① 緩和策の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成22(2010)年度以降は増減を繰り返しながら、1,200~1,300千t-CO₂前後で推移しており、平成29(2017)年の総排出量は、1,308千t-CO₂となっています。

これまで本市では、家庭・事業所におけるエコライフ*・エコオフィス活動の推進に取り組んできましたが、近年の部門別排出量の推移をみると、「産業部門」はやや増加傾向、「家庭部門」や「業務その他部門」「運輸部門」は横ばい傾向が見られることから、さらなる排出削減に向けた取り組みが求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

また、本市では、令和元(2019)年度までに21,016kW[※]の再生可能エネルギー設備が導入されました。引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。固定価格買取制度(FIT)終了後の再生可能エネルギーの活用方策や、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

② 適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取り組みを進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症(デング熱*など)の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

※ 経済産業省資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトのデータを基に計算。

6

環境保全活動に関する課題

① 環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されているほか、市内小中学校への出前講座が行われています。

引き続き、このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

② 人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

③ 環境保全活動の拡大

本市では、様々な活動団体により環境保全活動が展開されていますが、社会環境が急激に変化している中、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。

このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。